

資産流動化法により設立された特定目的会社等に係る発行者同意手続き等について

1. 対象会社

本取扱いは、以下の法人を対象とします。

- 特定短期社債(社債等に関する業務規程第8条第1項第3号に定めるもの。いわゆるABCP。)を発行する特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に基づき設立された国内法人)
- 資産担保型の短期社債を発行する株式会社

2. 発行者同意手続き

(1) 発行者同意書類

特定短期社債又は資産担保型の短期社債(以下「特定短期社債等」という。)を発行するには、弊社への同意をはじめとする制度参加書類の提出が必要となります。必要書類の種類及び様式については、弊社HPの短期社債振替制度参加書類(<http://www.jasdec.com/cp/cp07.html>)に掲載していますので、ご参照ください。

(2) 発行スキームの概要書類

特定短期社債等の発行スキームに関する概要を記した書類(投資者向け配布資料等)の提出が必要となりますので、制度参加書類に添付してご提出ください。

3. 発行時の留意事項

特定短期社債等を発行する際、銘柄の属性に係る弊社への通知事項として、次の点に留意する必要があります。

(1) 保証が付いている場合

新規記録申請時に保証付であることを通知する必要があります。

国内の法律に基づく保証を付す特定短期社債等を発行する予定がある場合、発行者は、事前に保証人と連名で「保証内容届出書」を弊社にご提出いただき、その際に弊社から通知を受けた「保証コード」を、新規記録申請時に入力してください(詳しくは弊社HPの「保証情報コード化スキームの概要」(http://www.jasdec.com/download/cp/cp08_12/02.pdf)をご参照ください)。

その他の保証を付す特定短期社債等を発行する場合は、新規記録申請時に、銘柄備考欄に当該特定短期社債等に保証が付されている旨を入力(但し英数字に限ります。)してください。

(2) 責任財産限定特約が付いている場合

新規記録申請時に責任財産限定特約付であることを通知する必要があります。新規記録申請時の責任財産限定特約有無フラグを「Y」と入力してください。

以上